

第1章 計画の改定に当たって

1 計画改定の背景と趣旨

個人の尊重と法の下の平等が日本国憲法にうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われているにもかかわらず、今なお、配偶者からの暴力による被害が発生しています。暴力の背景としては、性別による固定的な役割分担、社会的地位や経済力の格差、女性に対する人権軽視等社会構造的な問題があげられています。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、その根絶に向け、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)が制定され、被害者の保護等への取り組みが行われてきました。

本県においても、平成14年3月に「和歌山県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進について基本理念や男女共同参画を阻害する男女間の暴力的行為の禁止等を定めています。さらに、平成18年3月には「和歌山県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(以下「県基本計画」という。)を策定して、各種施策の推進に取り組んできました。

この県基本計画の計画期間が平成20年度をもって終了することから、配偶者暴力防止法の改正及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)の改定を踏まえ、県基本計画を改定し、引き続き、男女間の暴力的行為の根絶に取り組みます。

2 計画の性格と期間

- 本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づき、基本方針(平成20年1月11日策定)に則した計画とし、「基本的な考え方と計画の目標及びその実現に向けて取り組む施策の実施内容」を明らかにするものです。
- 本計画は、和歌山県長期総合計画や和歌山県男女共同参画基本計画との整合性を図った計画とします。
- 本計画は、県民の理解と協力のもと、県が市町村やその他の行政機関、民間団体、地域において被害者支援に取り組む団体等(以下「関係機関等」という。)とともに推進していくものです。
- 本計画は、平成21年度から開始し、計画の見直しについては、配偶者暴力防止法の改正、基本方針の改定、本県施策の実施状況等を勘案し、必要に応じて見直すものとします。

3 計画の対象とする暴力

本計画では、「配偶者（元配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの暴力」と「親密な関係にあるパートナー（恋人）からの暴力（以下「恋人からの暴力」という。）」（以下「配偶者等からの暴力」という。）を対象とします。

なお、配偶者等からの暴力とは、「自己への従属を強いたり、感情のはけ口とするために用いられる行為であり、暴力を受ける相手の苦しみや屈辱を無視して行われるもの」とされ、身体的な暴力のみならず、いわゆる精神的暴力、性的暴力等も含まれます。

①身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）

■身体的暴力 なぐる、ける等

②身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

■精神的暴力 人格を否定する暴言・脅迫等

■性的暴力 性行為を強要する、避妊に協力しない等

■その他の暴力 生活費を渡さない、仕事に就くことを許さない等

4 計画における基本的な考え方

配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護に取り組むに当たっての基本的な考え方は次のとおりです。

- 1 配偶者等からの暴力は重大な人権侵害として、県民一人ひとりが気づき、自ら対応できるよう、取り組みを推進します。
- 2 配偶者等からの暴力を、加害者と被害者の個人的な問題として矮小化せず、社会全体で受け止めて対応します。
- 3 被害者自らの意思を尊重した適切な支援を行う体制を充実します。
- 4 被害者の支援に当たっては、単一機関のみで援助を完結することは困難であることから、多様な関係機関等が効果的に連携し、切れ目のない支援を実施できるように努めます。
- 5 配偶者等からの暴力は、被害者等の生命・身体の安全に直結する問題であることから、被害者等の安全確保に十分配慮した対応を行います。

5 計画の目標

本計画の目指すべき方向を

配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現

と定め、その実現に向けたより具体的な次の5つの基本目標を設定し、個々の課題に取り組むこととします。

- 基本目標1 暴力を許さない意識の醸成
- 基本目標2 安心して相談できる環境づくり
- 基本目標3 安心で安全な保護の実施
- 基本目標4 自立に向けた支援の実施
- 基本目標5 関係機関等との連携

6 施策体系

基本目標1 暴力を許さない意識の醸成

(1)教育・啓発の充実

[1]教育の充実

[2]啓発の充実

(2)市町村基本計画策定の促進

基本目標2 安心して相談できる環境づくり

(1)被害者の早期発見と相談の勧奨

[1]被害者の発見による通報と相談の勧奨

[2]通報を受けた機関の対応

(2)相談体制の充実

[1]県配偶者暴力相談支援センター（子ども・女性・障害者相談センター）

[2]和歌山県警察

[3]県男女共生社会推進センター“りいぶる”

[4]市町村

[5]その他の関係機関等

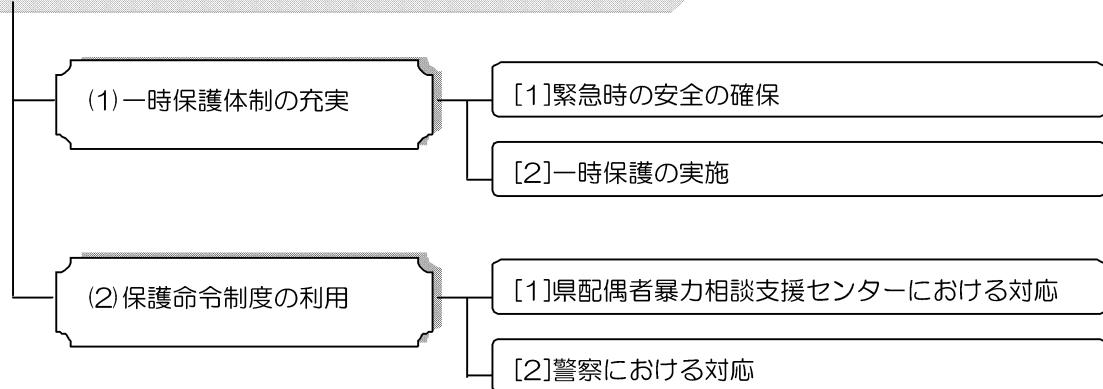
(3)職務関係者に対する研修

(4)相談員に対するケアの充実

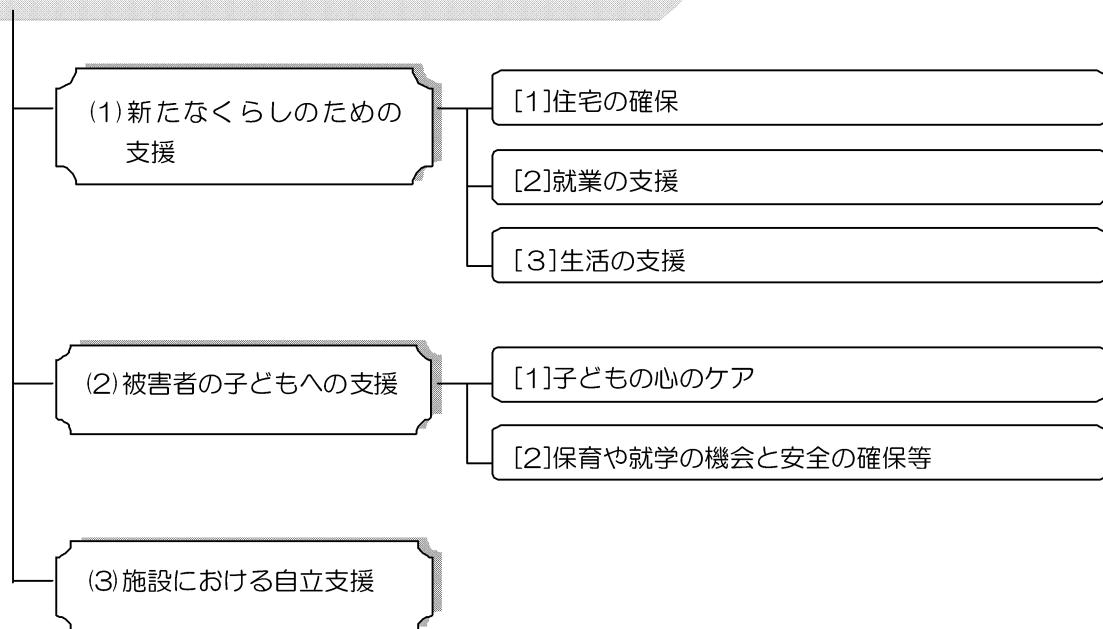
(5)民間の支援者の育成

(6)苦情の適切な処理

基本目標3 安心で安全な保護の実施



基本目標4 自立に向けた支援の実施



基本目標5 関係機関等の連携

